平成２９年（フ）第２６号
宮城県登米市中田町石森字川前365番地９
破産者　及川　康徳
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２９年（フ）第３１号
山形県鶴岡市城北町17番13号　コーポ楹204号室
破産者　西　　翔平
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第１４１号
茨城県かすみがうら市牛渡2005番地
破産者　椎名　幸子
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第２２１号
茨城県かすみがうら市市川３番地
破産者　荒井　良多
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１１３１号
埼玉県川口市八幡木２丁目10番地の５
破産者　益子　康一
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１７９号
さいたま市西区三橋６丁目159番地　須田ハイツ205、旧住所埼玉県戸田市笹目１丁目36番地の８　（第一栄荘103号室）
破産者　佐藤　正義
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２７８号
さいたま市大宮区三橋２丁目887番地３　じゅりん彩華402
破産者　嶋田　有樹
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４２４号
埼玉県北本市中丸１丁目36番地　グリーンハイツＡ－102
破産者　飯山　芳江
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１８号
富山県魚津市青島７番地１　辻ニュータウンⅡ208号、前住所富山県魚津市上村木１丁目12番13号ハイツＴＡＫＡ203号
破産者　千代二知佳
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２９年（フ）第２４８号
金沢市諸江町中丁102番地２　エスポワールＭＮ201号、従前の住所金沢市北安江２丁目25番12号（従前々の住所）鹿児島市小松原１丁目58番21号
破産者　石村　昌之
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２０号
愛知県豊川市寿通２丁目26番地の１　グランドカーサ101
破産者　山﨑　裕二
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第４７６２号
大阪府枚方市藤阪元町３丁目13番16号、開始決定時大阪府交野市南星台３丁目３番12号
破産者　水谷　廣道
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５５４５号
大阪府交野市星田北４丁目２番15号
破産者　岡部　昭吾
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９７０号
大阪府岸和田市南上町１丁目33番２号、前住所大阪府岸和田市南上町１丁目43番19号
破産者　益田　雅子
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３１４３号
大阪市大正区三軒家東１丁目20番20号　ナルトハイム　401号
破産者　薄田　潤一
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５２６号
岡山県津山市京町48、開始決定時大阪府茨木市平田２丁目12番９－304号
破産者　下山　正晴
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３８８号
大阪市浪速区日本橋東３－９－７－303、住民票上の住所兵庫県伊丹市西野１丁目103番地
破産者　中屋敷実太
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部